

議案第73号

鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県防災対策基本条例の一部を改正する条例

鹿児島県防災対策基本条例（平成19年鹿児島県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条第4号及び第5号中「勧告」を「指示」に改め、同条第6号中「避難場所の運営について、避難場所の運営計画」を「指定避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）の運営についての計画」に改め、同条第14号中「災害時の避難場所」を「指定緊急避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、指定避難所」に改める。

第31条第1項中「災害時の避難場所」を「指定緊急避難場所、指定避難所」に改める。

第32条の見出し中「避難場所」を「指定避難所」に改め、同条第1項中「勧告」を「指示」に改め、同条第2項中「避難場所」を「指定避難所」に、「勧告」を「指示」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害対策基本法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。